

## 少年法の「成人」年齢引下げに関する意見書

2015年（平成27年）2月20日

日本弁護士連合会

### 意見の趣旨

法律の適用年齢を考えるに当たっては、立法趣旨や目的に照らして、各法律ごとに個別具体的に検討するべきであり、少年法2条の「成人」年齢を引き下げること

に反対する。

### 意見の理由

#### 第1 はじめに

- 1 日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という。）及び改正国民投票法の施行（2014年6月20日付け）に伴い、公職選挙法の選挙年齢と民法の成年年齢の引下げが議論されている。

また、民法の成年年齢を引き下げるのであれば、少年法の「成人」年齢についても引き下げるべきではないかとの議論が出ている。

しかし、民法の成年年齢は、単に民法が規定している行為能力や親権の問題だけにとどまらず、日本社会が何歳からを「成年」として扱っていくかという点の基本的定めであって、その引下げは社会制度、法制度全般に極めて大きな影響を与える。後に詳述する「今日の青少年の成熟度」に照らすと、民法の成年年齢の引下げについても、慎重であるべきである。

さらに、もし仮に若者を取り巻く状況が変わり民法の成年年齢が引き下げられたとしても、若者の成長支援と再非行防止を目的とする少年法の適用年齢についても連動させて引き下げるべきであるとはいえない。

ちなみに、明治29年制定の民法は、成年年齢を20歳としているにもかかわらず、旧少年法（大正11年制定）は、少年法適用年齢の上限を18歳未満としていた。これを見ても、民法の成年年齢と少年法の適用年齢を法的に一致させなければならないという必然性はない。

- 2 現行の民法では、成年年齢は主として法律行為を単独で有効に行える行為能力を認める年齢として、「行為能力」の節の冒頭に「年齢20歳をもって成年とする」と規定されている（第4条）が、同じ民法内でも、身分行為である養子縁組能力や遺言能力は15歳で認めており、制度の目的や保護法益により適用年齢を区別している（797条、961条）。

参政権については、公職選挙法・地方自治法の選挙権年齢について、現行民法の成年年齢と同じ「満20歳以上」と定められているが、その引下げの法案が今国会にも提出予定であることは前述のとおりである。

また、児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律等、子どもの福祉・保護を目的とする法律では、育成・保護の対象として18歳未満という年齢区分を設けており、労働基準法でも、労働がもたらす子どもの心身への影響や危険性を考慮して特別の年齢区分が設けられている。そのほか、若年者の健康被害の防止を目的とする未成年者喫煙禁止法や未成年者飲酒禁止法は、民法の成年年齢と同じ20歳を区分年齢としているが、若年者の健全育成を阻害するおそれのある競輪、競馬、サッカーくじの購入・授受についての制限や、風俗営業法上の規制も、それぞれの目的や阻害の程度に応じた年齢区分が設けられている。

以上のとおり、法律の適用年齢を考えるに当たっては、それぞれの法律の立法趣旨や目的ごとに、子ども・若者の最善の利益と犯罪予防など社会全体の利益を実現する視点から、個別具体的に検討すべきである。

- 3 当連合会は、このような観点に立って、2008年10月21日「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」を公表し、民法の成年年齢引下げによる少年法等への現実的な影響を無視できないとして、民法の成年年齢の引下げには慎重であるべきとし、民法の成年年齢を引き下げるには、刑事手続に関し、現行少年法と同様の若年成年者に対する保護主義に基づく法制度を整備することを提言したが、今般改めて、少年法の「成人」年齢を引き下げることに対する（なお、少年法以外の法律における成年年齢の問題についても、今後、適宜検討していく所存である。）。

以下、その理由を述べる。

## 第2 現行少年法成立時における少年年齢引上げの経緯と年齢引上げの意義

- 1 少年法の対象年齢の上限を何歳とするかは、立法政策として極めて重要な問題である。

旧少年法は少年の年齢を18歳未満としていたが、現行少年法（昭和23年制定）は20歳未満に引き上げた。

現行少年法の成立に当たってアメリカ法が大きな影響を与えたことは歴史的な事実であるが、新憲法の下で、我が国の司法省大臣官房保護課においても少年法改正を企画し、全国の控訴院、同検事局、地方裁判所、同検事局、少年審判所、矯正院に対して、「少年法中、憲法改正に伴って改めるべき事項」についての意見を求めた。その結果は、「この際、少年の年齢を20歳未満に引き

上げるべきである。」との意見が圧倒的に多く、積極的に反対するものはなかったと報告されている。

- 2 旧少年法の少年年齢を改正する法案が審議された第2回国会参議院司法委員会（1948年）において、提案者は、改正理由を次のように説明している。

「第二は、年齢引き上げの点であります。最近における犯罪の傾向を見ますと、20歳ぐらいまでの者に特に増加と悪質化が顕著でありまして、この程度の年齢の者は、未だ心身の発達が十分でなく環境その他外部的条件の影響を受け易いことを示しているのであります。このことは彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたのではなく、従ってこれに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によってその教化を図る方が適切である場合の極めて多いことを意味しているわけでありまして。政府はかかる点を考慮し、この際思い切って少年の年齢を20歳に引上げたのであります。この改正は極めて重要にして、かつ適切な措置であると存じます。」（国会会議検索システム：1948年6月25日付け参議院司法委員会における佐藤藤佐政府委員の説明）

すなわち、少年年齢の引上げは、若年犯罪者の増加と悪質化が顕著になっている状況を踏まえ、その対応策としては刑罰を科すよりも保護処分に付する方が適切であるとしてとられた対応である。

- 3 若年者は、成長過程にある存在である。それゆえ、若年者の犯罪・非行は、その資質と生まれ育った環境に大きく帰因しているといつてよい。これは、非行少年と接し、その立ち直りの支援に当たっている者が、日々体感している事実である。

それゆえに、少年法8条は、少年事件については家庭裁判所が事件の調査をしなければならないとし、同法9条は、「前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」と定めている。

このように、人間行動科学に基づくデータを踏まえて、少年の非行の原因と背景を解明し、その少年の立ち直りにとって最も適切な処遇方法を探り、生活環境の調整を行うことが、家庭裁判所の任務とされている。

当該調査等を行う家庭裁判所調査官と少年鑑別所は、刑事裁判手続にはない、家庭裁判所の手続における独自の機関である。このような少年に対する処分決定前の調査機関の存在と機能こそが、我が国の少年法を支える最も重要な柱といえる。

ちなみに、法務省法務総合研究所編集の犯罪白書（平成21年版）は、「再犯

防止施策の充実」を特集しており、そこでも「早期の段階で、必要に応じ、再犯の芽を摘む絶好の機会として、指導・支援を行うことが重要であると考えられる。その機会を逃さないためにも、（中略）事件の動機、背景事情等を可能な限り解明し、その者の行動傾向や態度、再犯の可能性も的確に把握した上で、適切な処遇を行うことが必要である。」（第7編／第5章／3）と指摘している。

すなわち、処分決定前の科学的調査とそれを踏まえての適正な処遇が再犯防止に何よりも重要であることが、近年の法務省の調査研究結果でも裏付けられているのである。

そして、事件の背景に関する科学的調査と、それを踏まえた適切な処遇を実現するためには、家庭裁判所調査官及び少年鑑別所による専門的調査・鑑別のシステムと少年院、保護観察などの個別的な指導・教育処遇が確保されている少年法を適用することが必要なのであり、その方法こそが再犯の防止に有効なのである。

このように、新憲法の下で旧少年法の「成人」年齢を20歳に引き上げた改正は、極めて意義が大きくかつ適切であったことを改めて確認しておく必要がある。

### 第3 今日の子どもの成熟度と非行を犯した少年の特徴

#### 1 今日の子どもの成熟度

(1) 近時、18歳は経済的自立が可能な年齢であり、現に結婚や深夜労働・危険有害業務への従事、普通免許の取得、働いている場合は納税者であること等、社会生活の重要な部面で成人としての扱いを受けているなどとして、そのような若者が罪を犯せば、少年法を適用せず、責任をとらせるために、刑罰を科すべきだとの議論が出ている。

しかし、戦後70年間の我が国の状況を時系列にみれば、18歳で自立している者の数は激減している。昭和40年頃までは、中学を卒業したばかりの若者の多くが就職して、大都会において一人で生活し、厳しい労働を行う中で自立した社会人となり、20代前半には結婚していた。しかし、今では、少子化や高学歴化のために、18歳で自立して働いている若者は少数である。18歳の若者の多くは、高校卒業後に就職したり、大学に進学したりしても、親に扶養してもらっており、真の意味で自立した社会人とはなっていない。

また、法制審議会民法成年年齢部会における発達心理学者、社会学者、精神科医等からのヒアリングの結果によると、現在の若年者は、身体的には早

熟傾向にあるが、精神的・社会的自立が遅れる傾向にあること、人間関係をうまく築くことができない若年者が増加していることなどが指摘されている（2008年9月30日付け第8回会議配布資料32）。

- (2) 内閣府の青少年育成推進本部が2003年12月にまとめた旧青少年育成施策大綱も、「青少年の社会的自立の遅れと不適應の増加という今日的状況にかんがみ」、「青少年育成施策を、おおむね30歳未満の者を対象として」推進するとしている。

その後、青少年育成推進本部は、2008年12月に青少年育成施策大綱の改訂を行ったが、そこでも「本大綱においては、0歳からおおむね30歳未満までの年齢層にある者を『青少年』と総称し、成長段階ごとの特性及び課題並びに社会的自立の遅れ等昨今の状況を踏まえ、各年齢期を通じて、青少年が健やかな成長を積み上げていくことができるよう、（中略）重点的に取り組むこととする。」としている。

- (3) さらに、内閣府の子ども・若者育成支援推進本部は、2010年7月23日、「子ども・若者ビジョン」を発表した。そこでは、「特に、非正規労働者の増大は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。フリーターやニートの数は高止まりの状態であり、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化は、『子どもの貧困』問題としてもクローズアップされています。児童虐待などの被害者の中には、帰れる家も頼れる人もなく、社会における受け皿も不十分な中で居場所を探し求めている子ども・若者もいます。」と指摘し、困難を有する子ども・若者を社会全体で見守り、育てる機能を果たしていかなければならないとしている。そして、支援の対象となる「若者」の定義として、「施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象」とするとしている。ここにも、現在の若者の自立が困難になっている深刻な実態が反映されているのである。

## 2 非行を犯した少年の特徴

今日の我が国の若者を取り巻く状況は上記のとおりであるが、社会的自立が遅れている若者の中でも、非行を犯した少年は、成長過程において、更なる多くのハンディを抱えている少年である。

この事実は、次の調査結果からも明らかになっている。

- (1) 当連合会は、2001年11月、少年犯罪の背景と要因を調査・分析するために、全国の弁護士に依頼して非行少年とその保護者に対する聴き取り調査と一般高校生へのアンケート調査を実施し、その結果の対照を行った。

その結果、一般高校生群と比べて、非行少年群に被虐待経験が多く認めら

れた。非行少年のうちでも、2回以上家庭裁判所に送致された少年（立ち直りに時間がかかる少年）に、被虐待経験の割合がより高く認められた。

また、親は「厳しくしつけた」と回答し、子どもは「虐待を受けた」と回答している群に、最も非行が多く発生しているという結果が出ている。

学校との関係では、「学業についていけない」とことと非行との関係が明確になった。

地域との関係では、非行少年ほど「近所の噂でイヤな思いをした」との回答率が高かった。

そして、重大な犯罪を犯した少年ほど、幼児期から人格が尊重されなかった子ども、あるいは「よい子」であることを強いられ自己の感情を抑制していた子ども、自己肯定感を持ってない子どもが多いという結果が出ている。

- (2) 家庭裁判所調査官研修所は、少年の殺人事件及び傷害致死事件を分析して2001年5月、「重大少年事件の実証的研究」を発表した。

そこで示された、単独で重大事件を起こした少年の特徴は、①自殺未遂又は自殺願望が多くみられる、②現実的問題解決能力が乏しい、③快・不快といった極めて未熟な感情しか自覚できておらず、共感性に極端に乏しい、④「自分はだめな人間」という観念が強く、強い劣等感を抱いている、⑤歪んだ男性性へのあこがれが強い、と指摘している。

また集団で重大な事件を起こした少年像については、仲間はずれになることを恐れて集団の動きに過度に同調しており、少年の多くはいじめられ体験といじめ体験の両方を経験し、学業不振や運動部で活躍できないことなどが原因となって、学校生活に意欲を失っている。さらに、地域社会とのつながりも喪失している、と分析している。

- (3) 法務省法務総合研究所は、少年院在院者に対する被害経験アンケート調査を実施し、その結果を2001年に発表した。

それによると、70%以上の少年が家族以外の者及び家族による加害行為を経験したことがあると回答している。

- (4) 最高裁判所家庭局が発行している「家庭裁判月報」（2006年12月号）に掲載された「司法領域における広汎性発達障害の問題」によると、少年院在院者の50%～80%程度の割合で広汎性発達障害的特徴を持つ子どもが認められたという。

もとより、発達障害と非行との間に因果関係はない。問題は、そうした子どもの周囲にいる大人が、その子どもの障害の状況を認識して理解しているかどうかである。

上記の調査結果は、障害を持った子どもにはそれに適合する対応をしなければならぬということ周囲の大人が理解しなければならないのに、そのことを大人が認識していないため、当該子どもを困難な状況に追い込んでおり、その結果が非行につながっているという現実を示しているのである。

### 3 非行を犯した少年の立ち直りと再非行防止に求められるもの

(1) 重大な非行を犯した少年ほど、憲法13条及び26条から導かれる成長発達権を保障されてこなかった者が少なくない。すなわち、自己肯定感が低く、「自分など、生きていてもしょうがない」「死んでもいい」と思っている者が多いのである。そのような少年に、刑罰の恐怖で非行を思い止まらせることはできない。非行の防止に必要なことは、まず少年の心の傷を受けとめ、教育・福祉的援助をすることである。少年は、自らを受容されることで初めて、他人を受容することができるようになる。そして、自らが傷つけた被害者の痛みや心情に正面から向き合うことができるようになって初めて、真の謝罪と償いの心が育っていくのである。

(2) 2009年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が成立した。この法律は、子ども・若者の「健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなす」とし、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう総合的に育成・支援することを、国・地方公共団体の責務と定めている。

非行を犯した少年は、通常の若者以上に様々なハンディを背負い、社会生活上の困難を抱えていることから、国・地方公共団体による手厚い教育的・社会的・医学的支援を求めているのが現実である。

少年法の「成人」年齢を引き下げて、家庭裁判所の人間関係諸科学の知識に基づく支援の機会を奪うことは、「子ども・若者育成支援推進法」の制定と矛盾し、この間の政府の青少年育成施策大綱や「子ども・若者ビジョン」の基本方針に逆行するものである。

## 第4 少年審判・保護処分内容及び再犯防止効果と刑事裁判・刑罰との違い

### 1 家庭裁判所における少年審判

現行少年法は、全件送致主義を取っており、検察庁は、起訴猶予の裁量権を持たない。そのため、検察庁が受理した少年事件は、嫌疑不十分又は嫌疑なしの事件を除いて、家庭裁判所に送致されている。

そして、家庭裁判所では、少年審判のために身体拘束の必要があると判断した少年については、少年鑑別所に送致する。少年鑑別所では、単に身体を拘束するだけの拘置所とは異なり、鑑別技官による少年の心身の状況の鑑別や少年

の行動観察を行う。具体的には、心理学などの専門知識に基づいて知能検査や性格検査を実施するとともに、少年と面接して家庭環境、生育歴、就学・就労の状況などを把握する。身体や精神の病気が疑われる場合には、医師が診療を行う。これらの結果である鑑別結果通知書は、審判の資料となり、少年院や保護観察所の処遇の資料にもなる。

また、家庭裁判所の調査官によっても、少年の要保護性（保護処分の必要性・程度）に関する調査（社会調査）が行われる。家庭裁判所調査官は、心理学や教育学等の人間関係諸科学を修得した専門職であり、少年や保護者との面談、学校・職場あるいは被害者への照会等によって、少年の成育歴や心身の状況、家族・交友関係や生活状況、更には被害の状況等を調査する。そして、調査の結果は、処遇に関する意見と共に裁判所に報告され（少年調査票）、審判における最も重要な資料とされる。

少年審判では、このような少年鑑別所及び家庭裁判所調査官による事前の調査結果等を踏まえ、裁判所が当該少年に最もふさわしい処分を決することとなるのである。

## 2 保護処分

家庭裁判所での審判で言い渡される処分は、刑罰ではなく保護処分である。

刑罰が、犯罪行為に対して責任非難としての罰を科すものであるのに対して、保護処分は、非行を犯した少年の未成熟性に着目し、教育的な働き掛けによって、少年に自らの行為の意味を理解させ、社会的不適応の原因を除くことが処置の基本に置かれる。そのためには、自らの行為や過去の生活態度と正面から向き合わせることから始まり、更に進んで被害者の悲しみや苦しみにも向き合わせるなどしながら、再び非行に及ぶことのないように立ち直りを目指すのである。

保護処分の一つに、少年を施設に収容して処遇する少年院送致がある。刑務所においてはほとんどの時間が刑務作業に充てられるのに対し、少年院では、生活の全てが教育であり、教官が24時間態勢で、少年を監督・指導し、内面の自己変革を要求する。その意味では、少年院は刑務所よりも「厳しい」ともいえる。

## 3 少年審判・少年院処遇の再犯防止効果と刑事裁判・刑務所処遇との違い

(1) 少年審判・少年院での処遇と刑事裁判・刑務所での処遇の再犯防止効果を比較するには、同じ時期に罪を犯した共通性のある対象者を選択して比較する必要があるが、我が国では、これに関する比較調査資料がない。しかし、州ごとに法律が異なるアメリカ合衆国では、保護処分と刑罰の効果の比較が



ある程度可能である。

アメリカでは、1990年代を通じて少年司法制度の厳罰化が各州で進められた。近年、少年司法の刑罰化・厳罰化の政策評価研究が蓄積されており、その結果は、次のとおり、再犯防止に逆効果であると指摘されている。

なお、アメリカでは大部分の州で少年法の適用年齢を18歳未満としているが、刑罰化・厳罰化が再犯防止に逆効果であるとの政策評価研究の結果は、若年犯罪者一般にもあてはまる。

① ニューヨーク州とニュージャージー州のニューアークは、ハドソン川をはさんで、連続した都市圏を形成している。しかし、州が異なり、法制度が違うため、同じような事件でニューヨーク州は刑罰を、ニューアークは保護処分を課している。

コロンビア大学の研究者 (Jeffery Fagan) が、ニュージャージー少年裁判所の手続・処分に付された少年と、それに対応するニューヨーク刑事裁判所において扱われた者の再犯率を比較した調査結果を1996年に発表している。それによれば、刑事裁判所において扱われた者の方が再犯率が高いという結果が出ている。(Jeffrey Fagan and Franklin E. Zimring, *The Changing Borders of Juvenile Justice: Transfer of Adolescents to the Criminal Court*, (2000, University of Chicago Press) )

② 我が国の最高裁判所家庭局編の「家庭裁判月報」(2009年6月号)に掲載された「アメリカ合衆国における少年事件手続の実情」には、次のような報告がある。

「アメリカ司法省の一機関である office of Juvenile Justice and delinquency prevention(OJJDP)の定期刊行物に2008年に掲載された論文によると、6つの研究において、刑事裁判所に送致された少年は、少年裁判所に送致された場合より、より高い再犯リスクを有するという結論に至ったことが報告されている」

さらに、上記のアメリカの研究論文のうちの代表的な2つの調査研究結果の内容について、我が国の法務省保護局総務課人事係長が、2009年3月に次のとおり紹介している(日本刑事政策研究会編「罪と罰」46巻2号)。

「特別予防の観点から見ると、少年事件の刑事裁判所への送致は、その予後について見れば逆効果であることが多い。再犯率、再犯頻度、再犯に至るまでの期間の長さ等、いずれも事件種別等の諸条件を統制した上で比較しても、刑事裁判所に送致された少年の予後は、少年裁判所での審判を

受けた少年よりも予後が悪く、特に成人刑事施設に収容された少年犯罪者はその再犯等の危険性が高まる（Farrington&Loeber, 2002 ; Redding, 2008）。そして、その理由としては、刑事裁判により裁かれることによる犯罪者としての烙印やレッテル貼りによる悪影響、刑事裁判所で裁かれることに対する不公平感や司法制度に対する敵意、刑事司法手続を経る過程において成人犯罪者から犯罪傾向を学習すること、刑事司法においては、少年司法制度よりも本人の更生や家族の支援に重点がおかれていないことなどが考えられる。（Redding, 2008）。」

③ これらの実証的検討を受けて、1990年代に刑罰化・厳罰化の波が押し寄せたアメリカでも、2000年代に入ると、複数の州で、刑事裁判所への送致を回避する法運用への転換を図り、あるいは、少年裁判所の適用年齢を引き上げ、ないしは、現在引上げを検討している。

(2) ドイツでは、1990年代の初頭から連邦司法省が、犯罪者に対する全ての処分について再犯統計を作成しており、その結果を公表している。

同再犯統計によると、若年者の再犯率は、少年刑法により有罪の言渡しを受けた刑を執行されて釈放された場合が高く、ドイツ少年裁判所法45条、47条による手続打ち切り（刑事手続を打ち切り、教育的措置を行うこと。）後の再犯率は低下するという結果が出ている。

(3) 我が国では、2009年3月に、法務省法務総合研究所が、1965年以降、2006年9月30日までに有罪判決を受けた3,561人を対象に調査・分析した「再犯防止に関する総合的研究」を公表した。

それによると、①少年時に1犯目の刑事判決を受けた者（18歳及び19歳が合計92.7%を占める）及び若年成人（20歳から24歳）で1犯目の刑事判決を受けた者は、再犯を繰り返す割合が高く、3犯以上の再犯者となる比率が他の年齢層に比べ高い、②犯歴を重ねるごとに再犯期間が短くなっていることから、刑を受けながらも再犯期間を短くしつつ犯歴を重ねる者が一定数存在するという注目すべき結果が出ている。

この結果は、刑事裁判及び刑務所での処遇による再犯防止効果の実態を、実証的に裏付けるものである。

この調査結果を受けて、法務省法務総合研究所は、平成21年版犯罪白書で「再犯防止施策の充実」を特集し、「再犯防止対策の在り方」として、初犯者・若年者に対する対策の重要性を強調し、次のように指摘している。

「初犯者や若年者は、可塑性に富み、就労の機会も限定的ではないなど、改善更生の余地は大きいと考えられるのであるから、この早期の段階で、必

要に応じ、再犯の芽を摘む絶好の機会として、指導・支援を行うことが重要であると考えられる。」

(4) 立法施策は、何よりも実証的な根拠と証拠に基づいてなされなければならない (evidence-based policy)。少年法の「成人」年齢の引下げによって刑罰化を拡大することの是非についても、かかる実証的視点からの検討が不可欠である。

この点、前述した諸外国での実証的な研究や我が国における法務省の調査・分析に照らしても、少年法に基づく少年審判手続と少年院での処遇こそが、若年者の再犯防止に有効であることが裏付けられているのである。

## 第5 我が国の年長少年（18歳，19歳）事件の概況と少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられた場合の影響

さらに、もし仮に少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、現行の少年法の実務にどのような影響をもたらすかについても、実証的に分析する。

### 1 検察庁が受理した年長少年被疑事件の概況と少年法の「成人」年齢引下げがもたらす影響

2012年に検察庁が新しく通常受理した少年被疑者数は11万9,212人であり、そのうち年長少年（18歳，19歳）は5万1,805人で、43.5%を占めている。

したがって、仮にもし、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、家庭裁判所が取り扱っていた若者の約43%について、少年法の適用からは除外され、家庭裁判所の手続に一切乗らなくなることになる。

その結果、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による社会調査や資質鑑別の手続が行われなくなり、事件の原因・背景を行動科学で分析して個別処遇を行うことができなくなる。それに代わって、検察官の裁量により、起訴猶予か、略式命令請求による罰金か、公判請求による刑事処罰かのいずれかの処分が決められることになるが、そこでの判断基準は、行為態様や犯行結果の大きさ、示談の成否等が主要な要素になり、被疑者の成育歴や成育環境、資質など、立ち直りに向けて配慮すべき重要な事実は後景に退くことになる。

そして、2012年の検察の起訴猶予率は68.6%であるから、年長少年も半分以上は起訴猶予となるであろう。略式命令は罰金を支払えば終了であり、公判請求の場合でも初犯であれば執行猶予の確率は高い。結局、犯罪の背景・要因となった若者の資質や環境上の問題点に関する調査・分析と立ち直りのための手当がなされないままに手続が終わることになる。これでは、若者の更生

と立ち直りにはつながらず、再犯防止の観点からも問題を残しかねない。

## 2 年長少年の事件に対する家庭裁判所の対応の実状と少年法の「成人」年齢引下げがもたらす影響

仮に、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、成長支援と再犯防止のために保護処分を相当とする事情がある18歳、19歳についても、家庭裁判所の管轄から排除され、不起訴事件以外は全て、地方裁判所又は簡易裁判所の刑事裁判の手續に付されることになる。

このような事態は、以下の各点において大きな問題を生じさせることとなる。

### (1) 少年鑑別所の資質鑑別と家庭裁判所調査官の社会調査・試験観察

刑事裁判の手續が家庭裁判所の少年事件手續と大きく違う点は、前述（第4，1）したとおり、少年鑑別所における資質鑑別と家庭裁判所調査官の社会調査がないことである。

少年鑑別所には、業過致死傷（自動車運転を含む。）・危険運転致死傷事件や道路交通関係の事件を除いた一般事件に限っても、2012年に9,840人の少年が入所しており、そのうち行為時に年長少年であったものは2,927人で、29.7%を占めている。

もし仮に、少年法の「成人」年齢が18歳になるとすれば、現在少年鑑別所に入所している少年のうち、約30%の若者が少年鑑別所の科学的な資質鑑別を受けられなくなる。これは、少年の立ち直りと再犯防止に向けた、行動科学に基づく処遇の後退である。

また、家庭裁判所では、少年の最終の処遇決定に向けて、家庭裁判所調査官による少年の成育環境等の調査（社会調査）や少年に対する生活指導を行っており、必要があると決めるときは、相当の期間、家庭裁判所調査官の試験観察に付し、少年の立ち直り状況を見守るという決定をしている。

2012年に一般事件で試験観察に付された少年は1,459人である（この中には、18歳、19歳の少年が含まれる。）。特に、補導委託による試験観察は、少年の立ち直りに重要な役割を果たしており、年長少年がその機会を奪われることの影響は小さくない。

### (2) 少年院での処遇と保護観察

2012年に家庭裁判所が一般保護事件（道路交通関係事件を含まない。）で終局決定を行った少年の人数は、4万6,482人であり、そのうち年長少年は1万2,951人で、27.8%を占めている。

2012年の一般保護事件の年長少年に対する家庭裁判所の終局決定の内訳をみると次のとおりである。

終局処分の種類	年長少年の人数
検察官への送致 (刑事処分相当の送致)	172
少年院送致	1,243
保護観察	3,377
不処分	2,509
審判不開始	5,650

#### ① 少年院での処遇

犯罪結果が重大な事件であっても、家庭裁判所が少年鑑別所の資質鑑別や調査官調査の結果を踏まえて「保護処分が相当」と判断した場合には、18歳、19歳であっても少年院送致決定がなされている。

前述（第4，2）したとおり、少年院は、一定期間身体を拘束して、少年を更生させるための働きかけを24時間態勢で行う施設である。そこでは、少年が成長期にあることを踏まえて、長所を伸ばすなど少年の全面的な成長発達を促すとともに、少年の問題点の克服を図るための指導・教育を行っている。入所している少年の多くは、虐待を受けたり様々な被害体験をし、貧困や両親の不和などの不遇な生育環境で育っている。また、発達障害がある少年に対する周囲の大人の無理解から当該少年に対して適切な対応や支援がなかったことが非行の要因になったと分析できる事件が増加している。少年院は、このような少年や保護者の指導について、長い経験と実績を有している。

仮にもし、少年法における「成人」年齢が引き下げられれば、18，19歳の若者は、少年院という貴重な教育と援助の場を失うことになる。

この点、刑務所の中には少年刑務所も存在するが、そこはあくまで刑罰を執行する場であり、懲役受刑者には刑務作業が課される。収容者の大多数は若年成人であり、少年受刑者はごく僅かである。2006年の法改正等により、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止プログラムが導入され、被害者の視点を取り入れた教育なども実施されてはいるものの、刑務作業との関係から、その教育には時間的な制約がある。

さらに、少年院の収容人員は最大でも200人程度であり、多くの施設は100人以下の規模であるのと比べて、刑務所は1,000人を超える規模の施設が少なくない。そのため、少年院ではきめ細かい指導ができるのと比較して、受刑者に対する改善指導は、少年院には到底及ばないのが

実情である。

## ② 保護観察

保護観察となっていた年長少年について考えると、その中には、成人であれば起訴猶予となるか、起訴されても執行猶予となる者も含まれていると思われる。

保護観察においては、保護観察官や保護司が少年と面会をし、様々な相談にのって、非行から立ち直るための生活環境の調整等を行うが、これまでこのような支援を得ていた年長少年が、起訴猶予になると、保護司等による更生のための支援を全く受けることができなくなる。これは、本人にとっても社会にとってもマイナスである。

また、執行猶予になるケースを想定しても、再犯を防ぐ処方箋が示されず、「次に事件を起こせば実刑になる」という威嚇だけで、18歳以上の被告人の少なくない者が社会に戻されることになる。心理的な威嚇だけでは再犯防止効果を期待できないことは、前記の実証的調査の結果が示している。

もとより、少年の身体的自由は尊重されるべきであるが、保護処分としての保護観察は前科とはならず、第三者による援助が当該若者の成長と社会自立を支援している点は重視されなければならない。早期に全面的な国選付添人制度を実現して少年審判での適正手続を保障しつつ、真に必要な事案での保護観察の余地を残すべきである。

## ③ 家庭裁判所の保護的・教育的措置

さらに、看過してはならないのは、年長少年で不処分となった者のうち2,068人、審判不開始になった者のうち4,812人については、家庭裁判所が更生のための一定の働き掛け（保護的・教育的措置）を行っていることである。

保護的・教育的措置の内容としては、少年や保護者に対して助言や指導を行い、また、学校や児童福祉機関、医療機関、就労先などに少年の補導について協力を求め、時には少年に対して心理療法的な働き掛けを行うことなどがある。

ちなみに、家庭裁判所の終局決定で審判不開始や不処分が多いのは、少年事件の大部分が、万引き、自転車盗などの窃盗、放置自転車の乗り逃げである占有離脱物横領であることによるが、このような事件のほとんどは成人が起こした場合には、警察止まりの微罪処分か、検察庁で起訴猶予となるところ、少年については上記のような家庭裁判所の働き掛けが行われ

ているのである。

仮にもし、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられれば、審判不開始、不処分となっていた年長少年のほとんどは、警察止まりか起訴猶予の処分になることが予想されるが、これでは、問題を抱えた多くの若者が、現在も行われている家庭裁判所による保護的・教育的措置がなされないままに、社会に放置されることになる。

#### ④ ぐ犯への対応

また、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、これまでぐ犯少年として手当していた年長少年について、家庭裁判所が全く対応ができなくなる（2012年にぐ犯で処理された年長少年は、35人。）。

現行法は、18歳、19歳の若者についても、要保護性の高い者については、少年鑑別所による鑑別、家庭裁判所調査官による調査、試験観察などにより、少年の成長支援に向けた様々な取組を行っている。場合によっては、少年が罪を犯す前に立ち直らせるために、家庭裁判所が少年院送致の処分を決定する場合もある。

これらの対応がなされなくなれば、少年の成長支援と再犯防止施策は後退する。

確かに、犯罪ではない「ぐ犯」の取扱いは、自由の不当な制約になってはならないが、現行少年法の実務においては、「ぐ犯要件」の認定は相当程度厳格になされており、また、「ぐ犯」と認定される若者の中には、前述（第3）したように、社会生活を営むのに必要な人格的成長の支援を周囲の大人から十分に受けられなかった若者が少なくないという事実がある。したがって、少年鑑別所で身体的拘束を受けた「ぐ犯少年」に対しても国選付添人制度による弁護士の法的援助を保障した上で、真に必要な範囲でのぐ犯への対応の余地は残すべきである。

## 第6 総括

仮に少年法の「成人」年齢を18歳に引き下げることになれば、これまで非行少年として少年司法制度の指導・援助を受けてきた若者のうちの40%強を、「自己責任」の名の下に、刑事司法手続の中に放り出すことになる。

これは、前記「第3 今日の青少年の成熟度と非行を犯した少年の特徴」で指摘した若者像、なかでも非行を犯した若者の実像を無視するものであり、かつ、「第4 少年審判・保護処分の内容及び再犯防止効果と刑事裁判・刑罰との違い」で紹介した「刑事裁判よりも少年司法の方が再犯防止に効果がある」との実証的

研究の結果を無視するものであって、少年の立ち直り・成長支援と再犯防止を阻害し、ひいては新たな被害者をも生みだしかねない施策である。

また、少年法の「成人」年齢の引下げは、極めて有効に機能している少年審判・保護処分の対象者を大幅に減少させる結果、少年の成長支援・再犯防止に関して豊富な経験と能力を有する、家庭裁判所・少年鑑別所・少年院等の関係機関の機能を著しく低下させかねないという深刻な問題をも孕んでおり、困難を抱える子ども・若者の成長発達に対する国・地方公共団体の支援施策の重要性が「子ども・若者育成支援推進法」によって確認された中で、それと矛盾し、逆行する施策となるのである。

また、前記「第1 はじめに 2」における検討からも明らかなように、法律における年齢区分は各法律の立法目的や保護法益によって定められているものであって、民法内においても、身分行為に関しては異なる年齢区分が採用されている。したがって、行為能力が問題とされる場合には民法の成年年齢と連動させるべきであるが、それ以外の場合には必ずしも連動させる必要はなく、むしろ立法目的や保護法益に相応しい格別の年齢区分が設けられるべきである。

少年法は、明らかに少年の法律行為能力を問題とする法ではないから、民法の成年年齢と少年法の適用年齢を連動させる必要はない。仮に、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合に、少年法の立法目的や保護法益を検討することなく、ただ単に民法の成年年齢が引き下げられたという理由のみによって少年法の適用年齢をこれに連動させるとすれば、むしろそれは非常に安易で危険な法改正であるといわざるを得ない。

いま、公職選挙法の選挙権年齢を18歳に引き下げる動きがある。この点については、若者の政治参加を促進し国政への関心を高める効果が期待できるし、かつ国政に広く多様な民意を反映させるという観点からも、当連合会も異論はない。近時、法律行為が制限されている成年被後見人に対する国政選挙権の制限を撤廃したが、これは、選挙権の権利としての重要性とともに、国政に広く民意を反映させることの重要性を踏まえたものである。

これに対して、少年法の適用年齢は、資質上や生育環境上のハンディを抱え、対人関係形成能力や社会適応能力が十分身につけていないために社会からの逸脱行動をとったとされる若者に対してどのように対応することが、当該若者の更生及び再犯防止に効果があり、社会の安全確保に有効かという観点から判断されるべきであって、選挙権の承認とは全く異なる視点から検討されなければならない。

現行少年法（昭和23年制定）は、旧少年法の運用実践とその成果を踏まえ、若年犯罪者については刑罰より保護処分の方が更生にとって適切かつ効果的であ



るとの立法政策に基づいて、対象年齢を20歳未満に引き上げたものである。それから65年、家庭裁判所による人間行動科学に基づく審理と保護処分優先の処遇という現行の運用は、現実にもその効果を挙げている。

よって、当連合会は、仮に民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合であっても、少年法2条の「成人」年齢を引き下げることに反対である。